第22期第13回高知海区漁業調整委員会議事録

1 **開催日時** 令和4年8月18日(木) 14時00分から14時25分まで

2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階「桜」

3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柾善、

畠中悠、前田嘉広、山﨑國光、石田実、蔭山純由、益本俊郎、川竹佳子、

中澤芳江(計14名)

欠席委員 中川幸成

署名委員 畠中悠、中澤芳江

県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長

漁業管理課 浜渦課長

事務局 飯田事務局長、井上次長、近澤チーフ、渡邊主査、坂本主事

4 審議事項

第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について (機船船びき網漁業、固定式刺し網漁業)

第2号議案 制限措置の一部変更について(機船船びき網漁業、固定式刺し網漁業)

5 議事内容

飯田事務局長

定刻となりましたので、これより第13回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、ご報告をひとつさせていただきます。全国海区漁業調整委員会連合会会長からの感謝状と記念品が畠中委員に送られました。この表彰は、10年以上委員としての職責を全うし、その功績が顕著であると認められた方に授与されるものでございます。畠中委員は、平成23年10月に海区調整委員に就任して以来、本県の漁業調整に係る諸問題の解決にご尽力されるなど、本県漁業の発展に果たした功績が大きく、この度の表彰となったものでございます。以上、紹介させていただきました。

それでは、ただ今から第13回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。委員定数15名の内、出席委員は14名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

それでは、会長、お願いいたします。

前田会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いた だきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

松村部長

第 13 回海区漁業調整委員会の開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。 委員の皆様におかれましては、遠いところ又大変暑い中、ご出席いただき まして誠にありがとうございます。 はじめに先程、事務局から紹介がありましたように当委員会の畠中委員におかれましては、全国海区漁業調整委員会連合会会長から感謝状が贈呈をされております。畠中委員は、幡多定置振興会の会長や高知県定置漁業協同組合組合長として、地域の漁業振興貢献されましたとともに、さらに10年以上にわたって高知海区漁業調整委員会委員として大きく漁業の発展に寄与していただいたところでございます。今回、誠におめでとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染症でございますが現在第7波ということでございますが、本県でも8月に入りまして千人を超える新規感染者を確認する動きが続いておりまして、医療の方への負担も大きくなっているというところでございます。これを受けまして今週8月16日に県の対応の目安を一番上の特別対策というところに引き上げますと共にBA5対策強化宣言こちらを発出をしまして、特に重症化リスクの高い方々への感染防止の対策をお願いをすると共に発熱外来や救急医療の逼迫を緩和する対策を行うと致しました。一方で、社会経済活動と感染防止対策の両立を図っていくために検査の促進とか、ワクチン接種の促進といったことを図っておるところでございます。

さて、本日の委員会のご審議をお願い致します議案は2件でございます。第1号議案は漁業の許可または認可の起業の認可方針の一部改正について、機船船びき網漁業、固定式刺し網漁業でございます。こちらは、まず機船船びき網漁業の操業区域につきまして、安芸地区では県土木部と地元地区との調整が整い区域を拡大するもの。また高知港内では、県土木部長からの通知に基づき操業区域の変更を行うものでございます。加えまして安芸地区も含め6つの操業区域におきまして記載の誤りなどがあったため、それを改めさせていただくものでございます。また、固定式刺し網漁業におきまして、室戸地区の操業区域の記載内容について、今後修正を行わせていただくものでございます。今回も修正をお願いすることとなり大変申し訳ございません。第2号議案につきましては制限措置の一部変更についてでございます。第1号議案でお願いする許可方針の変更に伴い、制限措置の記載の変更を行うものでございます。

委員の皆様方におかれましてはご審議の上適切な意見、ご答申を賜りますようお願いを申し上げます。また前回の委員会で高知県資源管理方針の変更につきまして、審議に係る部会への付託をご決定をいただいております。本日は当委員会閉会後に漁業関係検討部会の開催を予定しておりますので、部会の委員の皆様は引き続いての会となりますがどうぞよろしくお願い致します。本日はよろしくお願い致します。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、中 川委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は 畠中委員と中澤委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(機 船船びき網漁業、固定式刺し網漁業)」を議題といたします。事務局から の説明を求めます。

渡邊主查

それでは、第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

4高漁管第571号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則 (令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第6号に掲げる機船船びき 網漁業及び同条第1項第10号に掲げる固定式刺し網漁業について、漁業 の許可又は起業の認可方針を一部変更したいので、貴会の意見を伺いま す。令和4年8月12日。高知県知事濵田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

今回の議案は、機船船びき網漁業、固定式刺し網漁業の許可または起業の認可方針の改正についてお諮りするものです。これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針について、許可方針として説明いたします。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。資料2ページには、今回許可方針を改正する理由と改正内容の案について記載しております。最初に、資料の表中、5の「機船船びき網漁業」から操業区域の順に説明します。まず、操業区域2の安芸、伊尾木川北、穴内、芸西地区についてですが、当該区域のうち、県の海岸保全工事に伴う漁業権消滅区域については、機船船びき網漁業の操業区域から除かれていましたが、この度、関係漁業協同組合等から県に対して操業区域拡大の要望があり、県土木部及び地元地区との調整も整ったことから、区域を拡大するものです。

なお、関係漁業協同組合等からの要望書及び拡大する区域の概要につきましては、参考資料として32ページから42ページに添付しております。 関係漁業協同組合等からの要望内容について、資料32ページから42ページを用いて説明します。まず、資料33ページをお願いします。本資料は、安芸沖沿岸漁業自主調整協議会、高知県漁業協同組合、安芸漁業協同組合からの操業区域拡大についての要望書です。最初に、本件の経緯について簡単に説明しますと、当該区域のうち、安芸市西浜海岸周辺及び伊尾木海岸周辺海域については、昭和50年頃に実施された県の海岸保全工事に伴 い、第3種共同漁業権の一部が消滅しております。当地区の機船船びき網漁業の操業区域のうち、距岸1,700メートル以内については、漁業権者の承諾を得た共同漁業権区域内とされているため、当該漁業権消滅区域は、機船船びき網漁業の操業区域からも除かれておりました。しかし、近年、機船船びき網漁業者の間で、西浜海岸周辺及び伊尾木海岸周辺海域の漁業権消滅区域を機船船びき網漁業の操業区域として解放してほしいとの要望が多く聞かれるようになり、海岸保全工事を担当した県土木部及び地元地区と調整を行ったところ、土木部から、今後新たな工事の計画もなく、支障の無い範囲であれば操業区域として解放しても良いとの回答が示され、地元地区での調整も整ったことから、本要望書に基づき、操業区域を拡大するものです。

今回拡大する区域の概要について説明しますので、資料34ページをお願いします。資料34ページのうち、今回区域拡大の要望があったのは、矢印で示されたアとイの漁業権消滅区域です。アが西浜海岸周辺、イが伊尾木海岸周辺の漁業権消滅区域を示しております。

また、資料 36 ページと 38 ページに、アとイそれぞれの区域の拡大図が添付されております。まず、資料 38 ページをお願いします。資料 38 ページは伊尾木海岸周辺海域の拡大図で、このうち、斜線部が漁業権消滅区域、そして、点アイウエオで囲まれた格子模様の範囲が、今回の要望に基づき拡大する予定の区域です。

続いて、資料36ページをお願いします。資料36ページは西浜海岸周辺海域の拡大図で、このうち、斜線部が漁業権消滅区域、そして、点カキクケで囲まれた格子模様の区域が、今回の要望に基づき拡大する予定の区域です。この変更内容につきましては、本資料の新旧対照表でいいますと5ページと6ページに記載しております。

続いて、資料が戻りまして2ページをお願いします。操業区域2の安芸、伊尾木川北、穴内、芸西地区においては、操業区域の記載についても誤りがありましたので、これを改めます。その内容としましては、(イ)操業区域2(1)について、正しくは(イ)操業区域2(2)でしたので、このとおり改めるというものです。この変更内容につきましては、新旧対照表の6ページに記載しております。

つづいて、資料2ページの操業区域3 赤岡、吉川、香西地区についてですが、こちらも操業区域の記載に誤りがありましたので、これを改めます。その内容としましては、(ア)操業区域3(1)の位置を変更し、(イ)操業区域3(2)の「(ア)の区域」を「基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域」に変更するというものです。

これらの変更内容につきましては、新旧対照表の6ページと7ページに記載しております。 (イ) 操業区域3 (2) の変更について説明しますので、資料7ページをお願いいたします。資料7ページの下から8行目をご覧下さい。(イ) 操業区域3 (2) の記載について、右側の旧方針では「(ア)の区域のうち共同漁業権区域を除いた区域」となっておりますが、正しくは「(ア)のeのうち共同漁業権区域を除いた区域」です。なお、(ア)のeとは資料39ページの図中央の物部川河口域の操業禁止区域のことです。そのため、今回「(ア)のうち」という記載を、「基点 J から磁針方位180度0分の線及び基点 K から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域」という(ア)のeの書きぶりに修正します。

続いて、資料の2ページに戻りまして、操業区域4の十市、浜改田、高知東地区についてですが、こちらの地区のうち高知新港整備事業に伴う漁業権消滅区域においては、毎年「漁業許可を行って差し支えない期間及び区域」について土木部長から通知があり、その通知に基づき当該漁業の操業区域を変更しております。今年度についても、資料40ページから42ページに添付している別紙通知に基づき、操業区域を変更したいと考えております。 具体的な変更箇所としましては、資料39ページの図中左側の高知新港内の禁止区域における操業区域を、資料41ページ及び42ページのとおり変更します。今回の変更により新たに操業区域となったのは、資料41ページ中の格子模様で示されている部分です。この変更内容につきましては、新旧対照表の8ページと9ページに記載しております。

資料が戻りまして2ページをお願いします。当該地区におきましても、 操業区域の記載について誤りがありましたので、これを改めます。その内容としましては、本来、操業区域4(2)として記載すべきであった 先ほどの操業区域3(2)で説明した 資料39ページの図中中央の物部川河口域の禁止区域の記載が抜けていたため、これを追加し、「操業区域4」を操業区域4(1)及び4(2)に変更するものです。また、操業区域4(1)のただし書き「当該漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内とする。」を「当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。」に改めます。

そして、操業区域4(1)の(c)「基点D点ウ、点ウエ、点エオ及び点オ基準点Fを結ぶ4直線並びに基点DF間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域」のうち、点オ基準点Fを点オ基点F に変更します。これらの変更内容につきましては、新旧対照表の4ページ、5ページ、9ページ、10ページに記載しております。

続いて、資料3ページ 操業区域5の高知西、春野町及び操業区域6の 新居地区につきましては、許可等の条件について、誤りがありましたので、 これを正しく改めます。その内容としましては、資料表中右側に記載しておりますとおり、操業区域5の(カ)及び操業区域6の(オ)のうち、「操業区域表示の点口から」を「操業区域表示の点イから」に改めるものです。この誤りは、令和2年の漁業法改正前には、見出し符号としてイロハ記号が使われており、法改正後はアイウ記号に変わっていたのですが、許可等の条件の記載でこれを反映できていなかったために生じたものです。これらの変更内容につきましては、新旧対照表の12ページに記載しております。

続いて、操業区域9の幡東地区についてですが、こちらの地区につきましては、操業区域の記載内容について、軽微な文言の修正を行うものです。この変更内容につきましては、新旧対照表の11ページに記載しております。最後に、資料の表中、9の「固定式刺し網漁業」の操業区域1 野根地区についてですが、こちらも、資料の表中右側のとおり、操業区域の記載内容について軽微な文言の修正を行うものです。この変更内容につきましては、新旧対照表の13ページに記載しております。

今回の操業区域及び許可等の条件の記載の誤りにつきましては、事務局の確認不足によるものです。大変申し訳ありませんでした。

そして、資料の 14 ページから 31 ページには、許可方針の一部抜粋を付けております。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いい たします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(機 船船びき網漁業、固定式刺し網漁業)」は、原案のとおり改正することに、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申い たします。

前田会長

続きまして、第2号議案、「制限措置の一部変更について(機船船びき 網漁業、固定式刺し網漁業)」を議題といたします。事務局からの説明を 求めます。

渡邊主査

それでは、第2号議案 制限措置の一部変更についてご説明いたしま す。資料2の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

4高漁管第572号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則 (令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第6号に掲げる機船船びき 網漁業及び同条第1項第10号に掲げる固定式刺し網漁業について、制限 措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問しま す。令和4年8月12日。高知県知事濵田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

それでは、資料2ページをお願いいたします。本議案は、機船船びき網漁業の許可等の条件の変更を除いては、先ほどの第1号議案で承認をいただいた内容と全く同じ内容をお諮りすることになりますので、詳しい説明は省略させていただきます。ご了承願います。なお、ただいま説明しました変更点については、資料4ページから7ページの告示案のとおり告示を行います。また、新旧対照表については資料8ページから16ページのとおりです。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いい たします。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案、「制限措置の一部変更について(機船船びき網漁業、固定 式刺し網漁業)」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございません か。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申い たします。

前田会長

それでは、これをもちまして、第13回高知海区漁業調整委員会を閉会といたします。

(閉会)

本書は、第22期第13回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議長	前田	浩志	
議事録署名委員	自中 自中	悠	
議事録署名委員	中澤	芳江	
	十 中 年	万任	